

京都市訓令甲第2号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成18年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表総務局の款を次のように改める。

総合 企画 局	情報 化推 進室	情報 政策 課	汎用電 子計算 機を使 用した 情報シ ステム の運営 に關す る業務 に従事 する職 員	交替に  午前8時から午後4時 45分まで  午前8時30分から午 後5時15分まで  午後1時から午後9時 45分まで	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ	一般職員に 同じ
総務 局	総務 部	総務 課	警備員 (警備 長及び	交替に  午前8時から午後5時	午後5 時まで の勤務	午後5 時まで の勤務	4週間を通 じて8日

	副警備長を除く。)	まで  午前8時から翌日の午前8時まで	について ては1時間 午前8時までの勤務について ては8時間	について ては30分 午前8時までの勤務について ては1時間	
	ボイラ一取扱者	交替に  午前8時20分から午後5時5分まで  午前8時50分から午後5時35分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ	一般職員に同じ
歴史資料館	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日か

											ら同月31
											日まで

別表環境局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中

<p>交替に</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>午前9時30分から午後6時15分まで</p> <p>午前7時から翌日の午前9時まで</p> <p>午前7時から翌日の午前9時10分まで</p>	<p>午後5時15分までの勤務及び午後6時15分までの勤務については45分</p> <p>その他の勤務については9時間</p>	<p>午後5時15分までの勤務及び午後6時15分までの勤務については30分</p> <p>その他の勤務については1時間</p>	<p>午後5時15分までの勤務及び午後6時15分までの勤務に就いている期間については日曜日、土曜日及び1月1日から同月3日まで</p> <p>その他の勤務に就いている期間については3週間を通じて7日及び1月1日から同月3日まで</p>
---	---	---	---

を

<p>交替に</p> <p>午前7時から午後3時45分</p>	<p>一般職員に同じ</p>	<p>一般職員に同じ</p>	<p>日曜日及び土曜日 (12月18日から翌年の1月14</p>
---------------------------------	----------------	----------------	--------------------------------------

まで			日までの期間にあ っては、4週間を 通じて8日)並び に1月1日から同 月3日まで
午前8時30分から午後5時 15分まで			
午後1時30分から午後10 時15分まで			

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)